

大口町告示第53号

大口町特別支援学校児童生徒給食費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町特別支援学校児童生徒給食費補助金交付要綱の一部を改正する  
要綱

大口町特別支援学校児童生徒給食費補助金交付要綱（平成24年大口町告示第117号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1期及び第2期について、同項に規定する申請期日を経過した後であっても、第3期の申請期日までに申請することができる。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、第4条第1項ただし書による申請の場合は、申請のあった月の翌月に交付するものとする。

第6条に次の1項を加える。

2 前項に規定する交付対象期間について、年度の中途において転出により第2条の規定に該当しなくなった者の交付対象期間の末日は、転出日の前日とする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。